川越市政だより
第13號
發行所　川越市役所
電話111・400番
發行人　川越市長　川越
印刷所　川越印刷株式会社
川越市通町通り
電話1144番

昭和二十七年度市民税
申告をお忘れなく

市民の皆様昭和二十七年度の市民税の申告の時期が参りました、市役所では去る七日申告書を皆様のお宅へ発送致しました。提出期限は三月の二十日となつて居りますが未提出の方はなるべく速に御提出下さいます様お願い致します。

本年度の市民税賦課については市税條例改正案は目下審議中なので税率等につきましては次回にゆずりまして申告書の記載要領を簡單にお知らせ致します。

①申告書提出義務者は昭和二十七年一月一日現在に川越市に居住し前年中（昭和二十六年一月一日より十二月末日迄）に所得のあつた方は全部提出して戴きます。

②昭和二十七年一月一日以降異動のあつた方は異動前の住所及び転出先の住所を必ず記載して下さい。

③給與所得者は前年中の給与について、給与支拂者から交付を受けた源泉徴收票写を所定の場所に必ず添付して下さい。

④昭和二十七年一月一日現在で不具者、寡婦、勤労学生、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は所定の欄に必ず出して下さい、記入洩になつて居ると特典に浴せない場合がありますから、勤労学生は学校名学年を記入して下さい。

尚所得者で老年者、未成年者は必ず生年月日を記入して下さい、扶養親族欄は所得税法に依る扶養者を洩れなく記入して下さい。

総所得金額、所得税額欄は勤労者にあつては年末調整に依る額、其の他については本年二月の確定申告の額をそれ〳〵記入して下さい、摘要欄は特別の事情のある方はその旨記入して下さい。

本年度の納期は六月、八月、十月、一月の四回であります。

経済自立特別貯蓄運動

平和條約の発効を目睫に控えて我が國が名實ともに獨立國家にふさわしい經済力を急速に備えることを期待し、本縣では二月十一日から三月三十一日までを期間とし目標額八〇億円の五割増一二〇億圓を達成し本年度貯蓄増強に有終の美を收めようとして經済自立特別運動を展開しました。

川越市ではこの機會に特に納税貯蓄組合の設立を強力に推進しています。設立の届が済むと市から設立奨励金と年弐期に完納奨励金を出し國や縣からも補助金があり、且つ、預金利率がよく利子非課税の特典もありまして、條件として三十名以上の組合員があることを要します。

尚すでに設立届のあつた組合は次の通りです

南町納税貯蓄組合
代表者関谷治平

中央通一丁目納税貯蓄組合
代表者佐々木文藏

中央通三丁目納税貯蓄組合
代表者守屋定治郎

中央通二丁目納税貯蓄組合
代表者河村米次郎

日本の再建には何より資本の蓄積が必要ですそれには國民一人〳〵の貯蓄が大きく物を言います。我々の貯蓄はインフレーションを抑圧し、不時の備えとなり、しかも國の復興に役立つのです。

貯蓄運動に一段の効果を挙げることが出來るよう市民皆さんの御協力をお願いいたします

お米やさんの登録結果について

去る二月十八日より二十日迄の間に、皆様が引つゞき登録し又は登録替をしたお米やさんは、申請をした四十七人がすべて資格をもつことができました。幸ひに失格した人がありませんので、皆様の登録はすべて有効となり希望したお米やさんからお米を買うことができるわけであります。

新しいお米やさんは四月一日より開業し、從來のお米やさんは引つゞき営業いたします。

本月末を以て廃業するお米やさんから配給を受けている方で、四月より買うお米やさんをまだ登録していない方がありましたら、至急市役所に於て登録なさるようお願いいたします。

昭和二十七年一月一日現在　川越市人口

市役所商工課調査による昭和二十七年一月一日現在の川越市の世帯及び人口は

世帯数　二、〇六八
人口　壹、五四一

となつて居り、昭和二十五年十月一日の國勢調査人口に比較すると人口に於て七六四人の増加です。

市営住宅管理條例

去る第十國会で公営住宅法が生れ、昨年の七月一日から施行されました。それはわが國現在の住宅難を解消することを目的としたもので、地方公共団体は國の援助によつて低額所得者のため必要に應じ、公営住宅の供給を行わなければならない旨を規定した法律です。その内容には國や縣の補助金の割合や、公営住宅の家賃の決め方、入居者の募集方法、資格、それから入居者の入居上の義務等をも含んで居りますが、更に細かい管理上の規定は各地方自治体が條例で決めることとしております。

この公営住宅法に基いて今後の市議會で制定せられたのが、「川越市営住宅管理條例」です。その概要は次の通りです。

一、入居者の公募は新聞、ラヂオ、掲示等で行う。

二、市営住宅の入居者は市内に住所又は勤務場所を有する者で一定の職業と基準收入がある獨立の生計を營む者たること。

三、家族数三人以上で現に住宅に困窮していることが明らかであること。

四、入居希望者の数が多いときは原則として抽せんによること。

五、住宅の使用期間は五年とし、更新することができる。

六、市長は必要の場合は家賃の変更ができる。

七、一定の簡所の修繕費は原則として入居者の負担とする。

八、入居者は市営住宅の使用について必要な注意を拂い、且つ模様替の時は市長の承認を要すること。

等がその主なるものでその他入居者の入替、住宅の明渡、敷金の受授、立入検査等につき詳細規定し、「市長は入居者が詐欺その他の不正行爲により、家賃又は敷金の全部又は一部の徴收を免れたときは、その徴收を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する」旨の罰則が設けられています。

昭和二十六年度分縣営住宅十戸、市営住宅二十戸については別項の通り、既に入住者が決定いたしましたが、昭和二十七年度に於ても市では若干の市営住宅を建築の予定でありますから、御承知下さい。

市営住宅と縣営住宅の入住者決定

二月から三月にかけて市営住宅二十戸及び縣営住宅十戸が出來ました。市役所では希望者を募り、嚴正な抽せんでそれ〳〵入住者を決定いたしましたが、何れも希望十二名に一人三十名に一人という多数の希望者でした。

小中學卒業生送別會

川越市内の本年度小中学卒業生約二千人は三月十三日拾竹館に於て送別會を行い、席上伊藤市長から卒業のお祝いと激励の言がありました。

市議會ニュース

二月の定例市議會は二月二十一日招集されました。定刻開会後第一中学校敷地問題、第三小学校廃材問題、平衡交付金問題、競輪問題、第三小学校々庭問題、警察人事に関する一般諸問題等一般質問がつゞけられ、ために二十一、二十二、二十三日の豫定日数で間に合はず、会期を三日間延期して二十四日の日曜日は休會しましたが、二十五、二十六の兩日引続き開會、漸く二十六日各常任委員会に議案付託となり、各常任委員會開催後本會議に於て委員長報告があつて、原案通り可決を見ました。

その主なる議案は次の通りです。

川越市議會の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する條例第八條の規定により處分した事件につき承認を求める件

オモダカ系製造所所有の脇田町所在家屋を市で購入し、これをそのまま縣に売却し、縣はこの家屋を母子寮に充てるための手続きです

川越市部課條例の一部を改正する條例を定める件

従來土木課に属した土木關係事項中農業土木に關する事項を農務課に所属せしめるための條例改正です。

川越市特別職々員の給与に關する條例の一部を改正する條例を定める件

川越市部課條例の一部を改正する條例を定める件

従來土木課に属した土木關係事項中農業土木に關する事項を農務課に所属せしめるための條例改正です。

川越市特別職及び特別職の給与ベースの改訂を行いましたが、その際研究中であつた選挙管理委員、農業委員のベースアップをさかのぼつて實施するための條例です。

これによつて選挙管理委員と農業委員の報酬又は手当は次の通りになりました。

選挙管理委員
委員長　年額　九、〇〇〇円
委員　〃　六、五〇〇円
農業委員会
会長　月額　三、五〇〇円
會長代理　〃　一、〇〇〇円
委員　〃　一、五〇〇円

川越市恩給條例の一部を改正する條例を定める件

恩給法の改正に伴つて恩給のベースアップを行うための條例です。

川越市々營住宅管理條例を定める件

公営住宅法が出來ましたので、これに關連して市営住宅の管理について規定した條例です（詳細別項）

川越市立商業高等學校入学志願者詮衡手数料徴收條例を定める件

市立商業高等學校入学志願者詮衡手数料を従來の五十圓から百円に引きあげる條例です。

追加更正豫算
（第五面）

総額四百三十九万二千九百六十四円の第五回一般會計追加更正豫算です。

その内容は歳出では市議會議員ベースアップ等三ケ月分十八万三千円、旅費追加十五万円市役所職員ベースアップによる經費三ケ月分諸手当、旅費、需要費等の追加が百二十三万七千円、警察職員ベースアップに伴う經費三ケ月分、諸手当、旅費需要費等の追加八十二万八千円、農業対策事業費の追加が百三十八万三千円等がその主なるものです。

この財源としては市税（電気ガス税、広告税）で六十一万二千円、手数料の増徴分二十万円國庫補助が八十四万九千円、消防関係の寄附金十一万六千円、繰越金六十三万円、雑收入三十万六千円等です。

これで昭和二十六年度一般會計予算總額は一億九千九百八十二万六千九百四円になりました。

人權擁護委員候補者推薦に付意見を求める件

中央より任命せられる人權擁護委員はその候補者を市長が市議會の同意を得て中央に推薦することになつています。これに基いてその候補者六名につき市議會の同意を求めるための議案です。

季節の衛生

春は健康を築く時期

赤痢
今年の赤痢は近年にない出足です。例年冬はぐんと赤痢発生が減少するのですがこの冬は各地とも赤痢発生が跡を絶たず県下では昨年の三倍という数字を示して居り、この夏が憂慮されています。
幸い川越市は今のところ大した発生を見ては居りませんが、周囲に流行しているのですから油断は禁物です。
それにはイ、蝿を退治しましょう。
ロ、外食に注意しましょう。
ハ、食物を売る方も買う方も注意すること、
ニ、早期診断と早期治療に氣をつけましょう。

寄生虫
春は寄生虫が蔓延する時期です。特に蛔虫は春野菜の出廻りと共に活動期に入ります。
三ヶ月に一回は寄生虫驅除を行つて下さい。それと共にお百姓さんは糞便を肥料に使うには少くとも三ヶ月は肥溜で腐熟させて下さるようお願いいたします。

害獣害虫の媒介する病氣
ねずみ　悪虫病、ワイルス氏病、ナナ條虫、
食中毒、ペスト、
発疹熱
だに　悪虫病
蚊　マラリヤ、日本腦炎、デング熱、フイラリヤ症
蝿　腸チフス、パラチフス、赤痢
蚤　ペスト、発疹熱

これら害獣害虫は何れも恐ろしいような繁殖力を持つています。これを絶滅するには春さきが一番よい季節です清掃清潔に氣をつけて一匹でも多く殺ろしましょう。

◇衛生協力員について◇

皆様の町内に、市の衛生課と力をあはせ予防注射及傳染病患家消毒の立會、D.D.T撒布の立會、大掃除の檢査、井戸水の消毒、鼠の驅除、ゴミの處理等々、直接皆様の御家庭に關係のある一見地味な仕事ではありますが、大きく見れば皆さんの大切な生命を守る重大な任務を担当してをり、まつたく本市環境及予防衛生の改善、向上のために献身的な努力を捧げて居るものであります。
尚、衛生協力員は皆様の御家庭の「環境及予防衛生について」よい相談相手でもありますからどうか御遠慮なく御相談下さるようお願い致します。
左記に各町内の衛生協力員の方々を御紹介申上げます。

町名	氏名
本町	向達寿太郎
仝	佐藤伍郎
仝	内山銀造
仝	小林泰三
仝	長島宗次郎
仝	宮崎行平
郭町	山本與作
仝	川村秀雄
仝	土屋原藏
仝	小林留吉
宮下町	佐藤惟文
仝	森田民次郎
仝	天沼振作
仝	猪鼻定吉
仝	田口金平
仝	大澤武夫
仝	岩本岩吉
仝	本澤恒次郎
仝	小林藤作
多町	近藤弁太郎
仝	藤崎政太郎
仝	藤崎豊次
仝	鈴木福造
仝	岡安源藏
神明町	山田一郎
仝	平田正吉
仝	矢澤忠次郎
喜多町	岸田幸平
仝	山田八郎
仝	小野友幸
仝	谷島庄三
仝	井上彦二郎
仝	白石德造
仝	新井滿吉
高澤町	平田彌太郎
仝	神山武雄
石原町	岸繁通
仝	白井新八
仝	岡村吉藏
仝	廣田喜右エ門
仝	福田始一
仝	村田辨次
仝	栗原倉藏
仝	二ノ宮正藏
仝	岡野勘三
仝	須賀宇太吉
仝	藤野宗德
仝	山崎喜十郎
仝	山口辰三
仝	牛窪萬吉
仝	福川弘
仝	長嶋正次
仝	濱中滿太郎
仝	池田善吉
仝	龜山信三
仝	横溝芳雄
仝	室田圓順
仝	荒畑留五郎
仝	山崎正之助
仝	高橋眞三郎
仝	小熊瀬松
仝	今井彦太郎
仝	岸野留藏
仝	鈴木富藏
仝	武田清一
仝	野口金助
仝	本田勝太郎
仝	中川八十次
仝	小林國平
仝	荻田賢藏
仝	若澤德藏
仝	相生
仝	小谷野秋太郎
仝	關口乘吉
仝	小川五郎
仝	及川末吉
仝	櫻井富次
仝	飯島市太郎
仝	高橋良次郎
仝	鈴木利男
仝	山本富泉
仝	吹浦藏吉
仝	内田治太輔
仝	柏谷進
仝	富田與四郎
野田町	林豊太郎
仝	中島重次郎
仝	中島長次郎
仝	内田太一
仝	田口幾太郎
仝	荻原熊吉
仝	蟻塚忠七
脇田町初雁荘	岸田正治
仝	齊藤とめ
仝	新藤禧藏
仝	鈴木賓郎

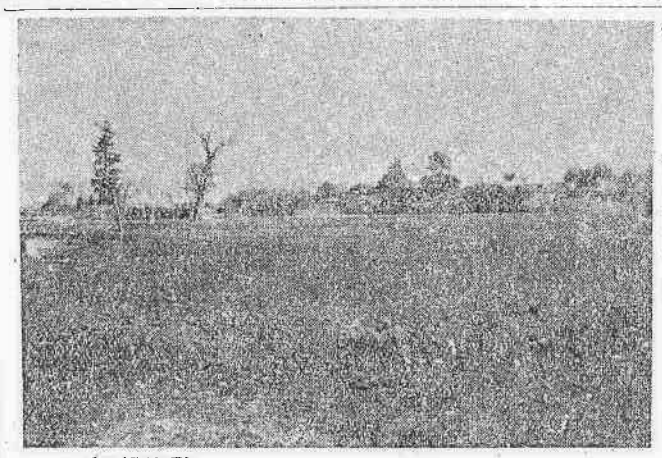

（寫眞說明）
整地完了近い仮称第二中學校（地方事務所地）（裏）
市では昭和二十七年度に於て建築の予定です。

保険料を納めましよう

保険は健康への投資

市民が力を合せて病気の治療と予防にあたり何時でも氣輕にお醫者さんにかゝれる制度が國民健康保険です。
換言すれば健康保険株式會社の株を市民皆さんが持つて居られるわけで、若しこの株金の拂込を忘れたり怠つたりされる方があつたなら、切角のこの有意義な會社が動かないことになります。
健康への投資―健康は生活の源ですから、國民健康保険ほど有意義な投資は他にないとも云えましよう。
市では去る二月十五日から一ケ月國民健康保険料納入促進運動を展開し、漸くある程度成績を擧げることが出來ましたが、まだ〳〵納入の成績は充分とは云えません。
皆さんの御協力をお願いいたします。

岸助役退職

昭和二十三年二月二十六日就任以來滿四ケ年よく伊藤市長を援けて市政の円滿な遂行に努められた本市助役岸藤三郎氏は去る二月二十五日任期滿了により退職されました。
こゝに同氏の多年の功績に対し市民と共にお禮申上げたいと存じます。

市民の聲

清掃人夫は川越市のどこを掃除しているでしようか。境町へは何年たつても一回も來ません。それで皆んな困つて糞尿を道ばたや、橋のたもとに、又は屋敷の隅に捨てますが不潔です。
境町も同じ取扱ができないでしようか。市の方の責任あるお答えを願います。
やがて夏が來て蝿やのみ、蚊のためなやまされるだけでなく、隣のゴミ捨場が我家の玄關なので臭気ふんぷんとして樂しいはずの食事もこれでは台なしです。衛生課という所があるときいていますが強制接種をするだけが仕事なのですか。井戸へカルキを流し込んだだけで用が足りるでせうか。家庭のチリアクタの處理も心配願います。
必ず責任ある回答をお待ちしています。
境町　NHR生

NHR生への回答
皆さんの御家庭の塵芥について御迷惑をかけ全く恐縮致して居ります。衛生課清掃係と致しましても何とか御滿足の行きます様に努力致して來ましたがなんと申しましても從來清掃夫八人、清掃区域七千五百世帶、一人当り九百世帶を受持つて居る様な訳で、皆様の御期待に添ひかねたのであります。手車で運搬致しましたなら清掃一人二五〇世帶が標準ですから一人九百世帶も受持つてはなか〳〵手が廻らないので、係と致しても何とか皆様の御期待に添ふようにと各方面と共にいろいろと協議努力致し、漸く此の程運搬自動車が出動致しましたので除々に市内の清掃についても御滿足行くよう改善されると思います。大体一ケ月二回又は三回は御伺ひ出來ると確信致し居ります。雨天が續きますと多少おくれる事もあります。町内搬出するときは前日御連絡致しますから、清掃日にはどうぞ皆様の御協力を御願ひ致す次第であります。NHR生の投書では「何年たつても」とありますが戰爭当時各家庭にて家庭農園を致し居られた町内が相当多く、それがため市の方も清掃を手控えしたのですが、昭和二十二年三月に塵芥処理手数料を徴収する事に成り、申込を各町で取りまとめましたが其の時貴方の町内では申込がほとんどなく只の四世帶にすぎず、其の後昭和二十四年四月処理手数料徴収が廢止となりましたが、前記手不足もあり便宜現在も其の時の名簿で処理致し居りますため、洩れたものと存じます申越が御座いますればどちらの町内でも御伺致しますから、どうぞ此の後は御困りの御家庭は市衛生課へ電話でもけつこうで御座いますから御連絡下さる様御願い申します。
（衛生課）

「市民の聲」をお寄せ下さい

市役所又は市政に対し御不滿、御注文、御意見があればどし〳〵お寄せ下さい。
市役所は市民皆さんのサーヴイス機關です。
川越市を少しでも明るく美しくすることは伊藤市長以下全職員の念願です。
皆さんの御協力をお待ちします。

お砂糖の統制が撤廃されます

昭和十五年七月より統制されていた家庭用のお砂糖も、十一年九ケ月ぶりで來る三月卅一日統制徹廢と決定いたしました。従つて市役所で給した現在の購入券は同時に無効となり、四月一日よりは購入券なしで何処のお店からも自由にお求めになることができます